

日高町農業委員会委員一般選挙

◆問い合わせ先
選挙管理委員会（役場総務課内）
電話：0123-456-2153
（内線） 2222

委員の任期満了に伴う一般選挙が次のとおり行われます。
農業委員会は、選挙による委員と選任による委員とで組織され
ており、選挙による委員は本年3月18日に任期（三年）が満了と
なります。

投票日：3月11日（日）【告示日：3月6日（火）】
投票時間：午前7時～午後6時
(一部の投票所は午後4時)

◇選挙区及び選挙すべき委員の数

第1選挙区（日高地区）	1人
第2選挙区（門別地区）	8人

■立候補予定者説明会

員又は株主（耕作従事日数60日以上と農業委員会が認めた方）

2月28日（火）

■立候補届出受付

3月6日（火）午前8時30分

門別公民館
日高総合

アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主（耕作従事日数60日以上と農業委員会が認めた方）

農業委員会委員選挙に立候補できる方は、次の全てに該当している方です

の禁止又は制限のある方を除きます)。
①町内に住所を有する方
②20歳以上の方(平成24年3月11日現

在

在

③30アール以上の農地について耕作の

業務を営む方、又はその同居の親族など（耕作従事日数60日以上と農業

委員会が認めた方)、若しくは30

アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社

■立候補届出書類事前審査

3月2日(金)

日高総合支所小会議室

町内に住所を有する方
20歳以上の方（平成23年3月31日現在）

※詳しくは選挙管理委員会に
お問い合わせください。

土地台帳の閉鎖及び閲覧廃止について

これまで町では、法務局の登記情報に基づく旧土地台帳等を固定資産税賦課業務の補助資料として備え、閲覧に供してきました。

しかし、旧土地台帳法の改正により閲覧に供する役割をすでに終えており、加えて課税業務のシステム化により事務の効率化が図られ、補助資料として更新・作成する必要がなくなりました。そこで、平成24年4月1日より、旧土地台帳等を閉鎖し閲覧を廃止することとなります。

各納税者が自己の所有する資産の課税内容を確認する際は「町税に関する証明等事務取扱要綱」により、本人確認をした上で課税の根拠資料をお示します。

なお、今後、登記情報等については札幌法務局日高支局において不動産登記簿及び公図を請求することにより確認していただこととなりますのでご了承ください。

何卒趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いします。

※ 地方税法に規定されている「固定資

産課税台帳」につきましては、従来どおり納税義務者（同居の家族・相続人も含む）、借地・借家人、委任を受けた方等の関係者の方に限り、閲覧ができます。

「立」と定められました。
「立」の文字を使用していれば、「立志」「立春」のように熟語にしても、また、「立つ」「立ち上がる」のように訓読しても差し支えありません。

●札幌法務局日高支局

〒056-10005

日高郡新ひだか町静内こうせい町
2丁目4番1号

電話 :

【登記簿謄本の発行・閲覧・証明書の発行】

014614216457

【登記の申請・その他】

014614210415

業務取扱時間について

・ 平日 午前8時30分、
午後5時15分

・ 土曜日、日曜日、国民の祝日等の休日、及び年末年始（12月29日～1月3日）は業務のお取り扱いをしておりません。

平成二十五年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

●平成二十五年歌会始のお題

※「立」と定められました。

「立」の文字を使用していれば、「立志」「立春」のように熟語にしても、また、「立つ」「立ち上がる」のように訓読しても差し支えありません。

●詠進歌の詠進要領

①詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

②書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがな）、生年月日及び職業（具体的に）を縦書きで書いてください。

なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いていても差し支えありません。

③用紙は、半紙とし、記載事項はすべて毛筆では自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意に但、半紙サイズ二十四cm×三十三cmの横長とし、毛筆でなくても差し支えありません。

④病気又は身体障害のため毛筆にて自署することができます。

⑤代筆による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

⑥人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

⑦視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

●郵便のあて先

・ 一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合

・ 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合

・ 詠進歌を歌会始の行わるる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀等により発表した場合

・ 詠進要領④に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌

・ 住所、氏名、生年月日、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合

・ お題発表の日から九月三十日までとお題発表の場合は、消印が九月三十日まで

・ 利用及び提供の制限

法令に基づく開示要請があつた場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。

●注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。
お題を詠み込んでいない場合・短歌の定形でないもの又用紙が縦長の場合。